

奈良県告示第百号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場の認定をした。

令和二年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 開設者の名称及び住所

名称 地方卸売市場山仙青果株式会社

住所 大和高田市大字西坊城一六八番地

二 地方卸売市場の名称

地方卸売市場山仙青果株式会社

三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

位置 大和高田市大字西坊城一六八番地

取扱品目 青果物及びその加工品

四 認定年月日

令和二年六月二十一日